

令和3年12月22日

第16回倉吉市教育委員会定例会

倉吉市教育委員会



## 第16回倉吉市教育委員会定例会 日程

日 時 令和3年12月22日（水）午後1時

場 所 倉吉市役所 A会議室

1 開 会

2 前回会議録承認

3 会議録署名委員の選出

4 議 事

(1) 議案第46号 倉吉市教育委員会ハラスメント防止要綱の制定について…… 1

(2) 議案第47号 市立中学校教職員の処分について…………… 当日配布

5 教育長報告

6 報告事項

各課報告（別紙）

7 その他

8 閉 会

議案第 46 号

倉吉市教育委員会ハラスメント防止要綱の制定について

次のとおり倉吉市教育委員会ハラスメント防止要綱を制定することについて、本委員会の承認を求める。

令和 3 年 12 月 22 日提出

倉吉市教育委員会教育長 小 椋 博 幸

## 倉吉市教育委員会ハラスメント防止要綱の制定について

### 【制定理由】

ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するために必要な事項を定めるよう倉吉市教育委員会ハラスメント防止要綱を制定するものです。

### 【制定要旨】

- 1 この訓令の目的を定めることとした。 (第1条関係)
- 2 この訓令の定義を定めることとした。 (第2条関係)
- 3 教育委員会の責務について定めることとした。 (第3条関係)
- 4 所属長の責務について定めることとした。 (第4条関係)
- 5 教職員の責務について定めることとした。 (第5条関係)
- 6 苦情・相談への対応について定めることとした。 (第6条関係)
- 7 是正措置等について定めることとした。 (第7条関係)
- 8 ハラスメント対策委員会の設置について定めることとした。 (第8条関係)
- 9 職員の処分について定めることとした。 (第9条関係)
- 10 県教育委員会との連携について定めることとした。 (第10条関係)
- 11 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定めることとした。 (第11条関係)
- 12 この要綱は、令和4年 月 日から施行する。 (附則関係)

## 倉吉市教育委員会ハラスメント防止要綱（案）

令和4年 月 日

### （目的）

第1条 この要綱は、倉吉市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管轄する職場におけるハラスメント行為の防止等に関し必要な事項を定めることにより、相互に人権を尊重しあう良好な職場環境及び教育行政に対する信頼性を確保することを目的とする。

### （定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）職場 教職員がその職務を遂行する場所であり、公務のための旅行先その他教職員が通常勤務をする場所以外の場所及び宴席、その他実質的に職場の延長線上にあるものを含むものとする。なお、その判断に当たっては、職務との関連性、参加者、参加や対応が強制的か任意か等を考慮して個別に行う。

（2）ハラスメント セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントなど、職場における本来の業務、指導、人材育成等の適正な範囲を超えて、相手の人格や尊厳を侵害するような嫌がらせ等を行い、それを受けた教職員の働く環境を悪化させたり、雇用について不安を与えたりすることをいう（教職員が、職務上接する教職員以外の者（児童・生徒は除く。以下「教職員以外の者」という。）から受ける行為又は教職員以外の者に行う行為を含む。）。

（3）セクシュアルハラスメント 職場や職場外において行われる性的な言動を受けたことにより、就労環境が害されたり、勤務条件について不利益を受けることをいう。

（4）パワーハラスメント 職務上の地位や人間関係などの優位性を背景に、職場において教職員又は教職員以外の者に対して行われる、業務の適正な範囲を超えて、継続的に人格や尊厳を侵害し、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる言動をいう。

（5）妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント 職場において行われる次に掲げるものとする。

① 状態に関すること 女性教職員が妊娠若しくは出産したこと又はこれらに起因する症状による勤務への影響に関する言動であって、当該教職員の就業環境を害するもの

② 制度利用等に関すること 教職員が妊娠、出産、育児又は介護に関する制度を利用すること等に関する言動であって、当該教職員の就業環境を害するもの

（6）教職員 教育委員会事務局職員、市立学校及び市立学校以外の市教育機関の教職員（会計年度任用職員及び臨時的任用職員を含む。）

### （教育委員会の責務）

第3条 教育委員会は、教職員によるハラスメント行為の未然防止及び排除に努めるものとする。

2 ハラスメント行為が発生した場合には、教育委員会は、被害者の救済を第一として誠実にその解決に当たるとともに、必要に応じて教育委員会全体の再発防止方策を講じるものとする。この場合において、被害事案に係る苦情相談に当たっては、被害者及び行為者のプライバシーの保護に十分留意するものとする。また、教職員又は教職員以外の者が、相談したこと又は事実関係の確認に協力したこと等を理由として、不利益な取扱いを受けることがないように十分留意するものとする。

### （所属長等の責務）

第4条 所属長等は、職員がその能力を十分に発揮できるよう良好な職場環境を確保するため、所属職員に対し、執務を通じた指導や研修会などによる周知や意識啓発を行うとともに

に、職場の状況に目を配り、ハラスメントの予防と早期発見に努めるものとする。

2 所属長等は、ハラスメントが生じている、ハラスメントに発展する可能性のある状況を把握した場合は、市教育委員会事務局学校教育課に報告、相談し、早期に適切な対応を行うものとする。

(教職員の責務)

第5条 教職員は、ハラスメント行為は単なる当事者の問題ではなく、職場及び教育行政全体の問題であり、かつ、人権侵害であるとの認識に立って、その防止に努めるものとする。

2 教職員は、現にハラスメント行為が発生していると認めるときは、所属長等又は相談窓口にご相談するなどその解決に向け積極的に行動するものとする。

(苦情・相談への対応)

第6条 教育委員会および各学校は、教職員が受けた又は行ったハラスメント行為やハラスメント行為につながるおそれがある場合等に関する苦情や相談に対応するため、ハラスメント相談窓口を次のとおり設置する。

	鳥取県教育委員会	倉吉市教育委員会
担 当	○セクハラ行為等 教職員…教育総務課（福利担当） 教職員以外の者…教育総務課（教育行政監察担当） ○パワハラ行為等 教育総務課（教育行政監察担当）	○すべての行為 学校教育課

2 ハラスメント相談窓口として、次の各号に掲げる教職員をもって構成する。

- (1) 教育委員会事務局学校教育課長が指名した職員（男女各1名）
- (2) 各市立中学校 ハラスメント対策担当者（管理職を除く男女各1名）
- (3) 各市立小学校 ハラスメント対策担当者（管理職を除く男女各1名）

3 ハラスメント対策担当者の職務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 所属職員からのハラスメント行為やハラスメント行為につながるおそれがある場合の苦情相談対応
- (2) 苦情相談内容の相談窓口への報告
- (3) 相談窓口の調査の支援
- (4) ハラスメント行為の防止に関する普及啓発の支援

4 ハラスメント対策担当者は、相談を受け付けたときは迅速に所属長等に報告するものとする。

5 教育委員会は、各相談窓口で受けた苦情相談に関して、ハラスメント行為が生じた教職員の所属職場と連携し、必要な是正措置、再発防止策を図るものとする。

6 ハラスメント相談窓口担当者は、相談者等のプライバシーや名誉、人権等を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(是正措置等)

第7条 相談窓口で受けた苦情相談等があった場合、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) ハラスメント行為が生じた教職員の所属職場又は関係機関等と連携し、調査及び確認を行い、必要な是正措置、再発防止策を講じること。
- (2) ハラスメント行為の内容等を考慮し、必要と認めるときには、次条に規定するハラスメント対策委員会を設置し、措置を行う。

(ハラスメント対策委員会の設置)

第8条 ハラスメントに係る適切かつ効果的な対応を行うため、ハラスメント対策委員会を設置する。

2 委員会は、依頼されたハラスメント事象について調査し、対応措置を審議するとともに必要な助言指導を管理職に対して行うものとする。

3 委員会は、次の各号に掲げる教職員をもって組織する。

- (1) 教育長
- (2) 学校教育課長
- (3) 学校教育課職員 1名
- (4) 人権政策課職員 1名
- (5) 教職員団体推薦者 1名
- (6) その他必要と認める者 若干名  
(職員の処分)

第9条 教育委員会は、教職員のハラスメント行為により著しい被害を受けた事案が発生した場合、その他必要があると認める場合には、速やかに必要な調査を行い、地方公務員法第27条の規定に基づく懲戒処分の適否を検討するものとする。

2 前項により、行為者である県費負担教職員に対する懲戒処分が適当であると認められた場合、教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条の規定に基づき、鳥取県教育委員会にその旨を内申するものとする。

(県教育委員会との連携)

第10条 県教育委員会が市立学校に勤務する県費負担教職員によるハラスメント行為に係る相談を受けた場合は、被害者、行為者又はハラスメント行為を見たり聞いたりした教職員のサービスを監督する市教育委員会に相談内容が引き継がれ、又は調査が依頼される。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年 月 日から施行する。